

イノベーション政策と起業支援

—フランスにおける課題と展望—

山 口 隆 之

I 序

我が国に限らず、近年の先進諸国では、中小企業を経済ダイナミズムの源泉とみなし、特に研究開発型企業やスタート・アップ型の企業を支援するための環境整備が進められている。こうした政策の内容は、アメリカやEUの事例を中心として紹介されることが多いが、特に後者において、各国がいかなる問題と課題を抱えているのかについては、未だ不十分な情報しか存在しない。そこで、本稿では、国家による経済介入・関与の強化を基調として、他の先進資本主義諸国と比べても特徴的な戦後経済発展を遂げたフランスのイノベーション政策や起業支援における特徴と問題を明らかにし、かつ、中小企業政策という観点から、今後の展望をはかりたい。

フランスでは、1970年代における石油危機を一つの契機として、大規模組織の脆弱性が浮き彫りとなり、中小企業への関心が高まった。1976年9月のバルプランでは、インフレの抑制と貿易赤字の解消が目指されたが、かかる状況下で中小企業に期待されたのは、国際競争力に結びつく機動性や柔軟性ばかりでなく、何よりも、長期にわたる高い失業率と地域間格差を克服する機能、すなわち、雇用創出の役割と地域の活性化、あるいは地方分権推進の担い手としての役割であった。

しかしながら、特に、近年ではイノベーションや開業の促進施策と連動した中小企業支援の展開が目覚ましい。この背景にあるのは、アメリカにみられ

のようなIT産業を軸とする知識経済社会を目指し、ニューエコノミーの担い手としての新興企業へ大きな期待を寄せるEUの発展戦略、すなわち、リスボン戦略による影響である¹⁾。近年のフランス中小企業政策は、従来の国内的問題の解決策としての枠を超え、広く国際競争力の強化につながる産業政策や企業政策との関係を一層強固なものにしている。そしてここで政策の中枢をなすのは、研究開発支援をはじめとするイノベーション環境の整備や、起業環境の整備である²⁾。

以下では、近年のフランスにおける研究開発状況や開業の特徴を確認したのち、イノベーション環境の整備や開業・起業環境の整備を目的として設置されてきた政府系諸機関や諸施策の内容を考察・検討する。後半においては、2005年初頭に政府より諮問を受けた特別委員会が作成した通称ベファ・レポートの内容を考察したい。ベファ・レポートは過去のフランス産業政策の在り方を分析し、その反省のもとに、将来的な産業政策のあり方を示すものであり、今後のフランスにおけるイノベーション政策の方向を展望する上で興味深い。

- 1) EUの中小企業政策は、1980年代以降に本格化した。三井逸友(2005)は、これまでのEUの中小企業政策を、「市場統合の効果的発揮を重視し、『柔軟性活用』と『企業の連携共同』を意図したEC・EU中小企業政策の第一段階(1989-1993年)」、「欧州経済の不振下に政策の統合を図る一方、金融や取引関係など中小企業の直面する具体的な困難と不利の問題に対処する施策を重ねた第二段階(1994-2000年)」、「リスボン戦略(2000年)に基づき、知識基盤経済での競争力、ダイナミックな経済、持続可能な経済成長、多くの雇用、より高い社会的結束を実現すべく、『中小企業と企業家精神のための第四次多年度計画(4th MAP)』を軸とした第三段階」に分類する。特に、2005年3月のブリュッセル欧州理事会でリスボン戦略の見直しが行われてからは、企業家精神の推進、イノベーションと変革の推進、教育やシードキャピタルの提供による起業環境の整備に重点を置いた政策展開がみられる。詳細については、三井(2007)も参照されたい。
- 2) 近年のフランスにおけるイノベーション政策の背景にある理念や具体的手段は、2005年7月14日に行われたパリ祭の大統領に対するインタビューの内容に端的に示されている。ここで、シラク大統領は、長年の課題である失業問題の重要性を指摘しながらも、今後の世界におけるフランスのプレゼンス向上のためには、高度に洗練された分野における研究やイノベーションを促進する大規模な国家支援体制の確立が不可欠であるとし、首相府直轄の「産業イノベーション庁(AII: Agence de l'innovation industrielle)」の設置や、「競争力の集積地(pôle de compétitivité)」といった産官学の連携関係の強化を目指す新たな産業政策を示した。

II 研究開発と開業状況

2005年におけるフランスの国内研究投資額は、約367億ユーロであり、国内総生産における割合は2.13%である。この割合は、EU 27カ国の平均（1.74%）やイギリス（1.78%）よりも高いが、OECD 諸国の中では10番目に位置し、アメリカ（2.62%）、日本（3.33%）、韓国（2.99%）には大きく遅れをとっている。

企業による研究開発投資が国内総生産に占める割合はフランスの場合、1.34%である。これは、イギリス（1.78%）、EU 27カ国平均（1.09%）よりは高いが、ドイツ（1.71%）、アメリカ（1.82%）、日本（2.54%）などと比べると低位であり、OECD 諸国の中で12位にとどまる。

ヨーロッパ、アメリカ、日本の三大圏における特許出願件数をみた場合、フランスは、ドイツと比べると3分の1程度にとどまる。一般に、特許出願件数は巨大市場への配慮から、企業規模の拡大に応じて増加する傾向が見られることから、ドイツとの乖離は産業構造の相違、特に零細規模企業が支配的であるというフランスの特徴が影響していると考えられる。

フランスにおける研究開発の特徴の一つは、公的部門の比重の高さ、換言すれば、民間部門の弱さである。フランスの研究者総数は、公的研究機関の比重を反映して、他のヨーロッパ主要国と比べると高い水準にあるが、その半面、民間企業における研究者が全体に占める割合は低い。たとえば、アメリカでは国内研究者総数の79%、日本では68%、ドイツでは61%、スウェーデンでは68%が民間企業に所属するが、フランスにおける、それは50%程度にとどまる。

第二の特徴としては、研究開発活動が一部の企業や産業に集中していることが上げられる。フランスで100人以上の研究者をもつ企業は、2004年において全体の2%程度に過ぎないが、これら少数企業による研究開発投資は企業の研究開発投資総額のおよそ3分の2を占める。また、産業別にみても一部の分野への集中度は高い。フランス企業による研究開発投資の大半（86%）

は製造業においてなされているが、中でも、宇宙航空、自動車、医薬—化粧品、電気機器といった製造業への集中度が高く、これら4部門が、企業による研究開発投資総額に占める割合は5割以上である。

第三の特徴は、国家プロジェクトや公的資金の影響が無視できないことである。民間企業による研究開発活動であっても、それは国家レベルの大規模研究開発プロジェクトや各省庁の用途指定融資にかなりの程度依存している。また、これらに加えて、国家予算において高い割合を占める軍事費が官民の企業の研究開発活動に与えている影響も大きい³⁾。

次に、フランスにおける開業状況を確認する。フランス政府の主要な統計として最も広く用いられたきたのは、「国立経済統計研究所 (INSEE: Institut National de la Statistique et des Études Économiques)」のものであるが、近年の企業活動に関する統計は、SIRENE (Système informatique pour le répertoire des entreprises et des établissements) というデータベースによって維持管理されている。

ここで、開業に関するデータは、①純粹開業 (création pure)、②事業再開による開業 (création par reprise)、③個人の活動再開 (création par réactivation) というカテゴリーに従って分類される。①は、登記以前には存在せず、他の企業によっておこなわれていた活動の継承ではないケースを指し、②は、法人が他企業の活動の全部もしくは一部を再開するケース、③は、第三者からの給与支払いを受けない活動をおこなっていた個人が、その後同様に、給与支払いを受けない活動を再開するケースである⁴⁾。

フランスにおける開業率は、2000～2006年にかけて、概ね10%以上を維持している。2006年において、開業率12%以上の高水準を維持している地域圏

3) INSEE (2007a), pp. 23-26, pp. 100-101 のデータ・資料による。

4) INSEE (2007b), p. 144 による。なお、個人の活動再開では、以前に割り当てられた登録番号が使用される。本文に示される統計上の3カテゴリーは、たとえば、1979年に設立され、経済財政産業省下で起業促進や失業者対策の施策を担当する「企業設置庁 (APCE: Agence pour la création d'entreprises)」の統計資料などでも踏襲されている。

は、地理的にみれば、南部および西部に集中しており、これは零細規模企業の比重が高い地域と重なるものである。

2006年のデータによれば、フランスでは32万件程度の開業があり、この内訳は、純粋開業が72,3%、事業再開による開業が12,0%、個人の活動再開が15,7%である。純粋開業は、2003年以降においては概ね上昇傾向、もしくは横ばいで推移しているが⁵⁾、これは、失業者や無職者を中心とする自己雇用目的の開業に依存しているところが大きい。これを裏付ける資料として、たとえば、2006年における社会保障費などの免除を柱とする「失業者開業・事業再開支援制度 (ACCRE: Aide aux chômeurs, créateurs ou repreneurs d'entreprise)」の利用者数は、2002年の利用者数の約2,5倍にあたる8万人程度である⁶⁾。さらに、データは少々古いものの、1994~2002年における総開業件数の約半数は、もと失業者か、完全な無職者によるものであった⁷⁾。2003~2004年にかけては、開業手続きの簡素化と並行して、失業保険に関わる一連の制度改革がなされたことを考え合わせれば、近年のフランスにおける純粋開業が、失業や雇用状況と密接な繋がりをもっていることは明らかであろう。

上記3カテゴリーの開業を産業分野別にみると、最も高い比率を占めるのはサービス業(38,0%)、次いで、商業(25,4%)、建設(16,5%)であり、企業規模では、従業員10人未満による開業が99%近くを占める。特に注目すべきは、開業総数の80%以上が0人雇用からのスタートであることである。ここでも自己雇用目的の開業の多さが確認される。なお、補足的ではあるが、1997年以降の廃業数は、概ね多くの産業において減少傾向にある⁸⁾。

III イノベーション、開業・起業支援環境

戦後しばらくの間、フランスにおける開業・起業支援施策は、雇用環境の改善と地方分権の推進、あるいは国土整備という目的の下に推進されてきた。

5) INSEE (2007b), p. 145, OSEO (2007), p. 12 のデータ・資料による。

6) INSEE (2007b), p. 144, OSEO (2007), p. 12 のデータ・資料による。

7) INSEE (2007b), p. 145 のデータ・資料による。

8) INSEE (2007a), p. 193, INSEE (2007b), p. 145 の資料・データによる。

歴史的にみれば、地方分権の推進が大きな政策課題とされた1980年代の社会党政権下で、大企業の国有化政策と平行して、開業・企業支援環境の整備が進められ、各種研究機関の設立や、のちにみるインキュベーション施設、テクノポリス、第二証券市場、ベンチャー・キャピタルなどの設立がなされた。

同時期には、国土整備と地域開発の概念が結び付けられたが、地域の発展という視点から、長らく開業・創業に関わる公的主体としての役割を果たしてきたのは「国土整備地方開発局 (DATAR: Délégation à l'aménagement du territoire et à l'action régionale) である。「国家・地域圏計画契約 (contrat état-région)」の枠組の下では、国家政策の範囲内で各地方自治体が地域発展に関わる具体的施策や事業を提案し、これを国が承認し、必要に応じて資金提供をおこなう、という仕組みが機能してきたが、ここで国と自治体の接点となってきたのが1963年に設立された「国土整備地方開発局」であった。当該政府機関は、国土開発の責任主体として「国家・地域圏計画契約」の推進に関わる多様な支援基金を運営し、加えて、サイエンスパークの整備、地域の新興企業向けの資金調達環境の整備などにも関わってきた。2006年からは、大統領府下の「国土整備競争力強化省間委員会 (DIACT: Délégation interministérielle à l'aménagement et à la compétitivité des territoires)」として改称・再編され、以前の業務を継承しながらも、活動領域を拡大し、特に地域の競争力強化という政策視点から様々な公的支援をおこなっている。

開業・起業や中小企業の研究開発活動を支援する政府機関としては、「研究開発公社 (ANVAR: Agence nationale de Valorisation de la Recherche)」もまた重要である。「研究開発公社」は、もともと大企業における研究開発活動や技術革新の評価と推進を目的として1979年に設立されたものであったが、その後は中小企業向け支援の比重を拡大し、特に研究開発活動を核とする中小企業への資金提供とコンサルティング業務において大きな役割を果たすようになった。2005年には、中小企業向けの低利融資・保証を行ってきた「中小企業開発銀行 (BDPME: Banque de développement des petites et moyennes entreprises)」との統合により、中小企業向け政策を総合的に取り扱う、

OSEO グループ内の株式会社、OSEO-ANVAR として再編され、ソフト・ハードの両側面から中小企業の研究開発プロジェクトやその成果の商業化を支援している。

法制面では、1999年7月に公布された、いわゆる「イノベーション法 (Loi sur l'innovation et la recherche)」⁹⁾ が重要である。従来、フランスでは、高等教育機関や公的研究機関の研究者は公務員であるために、その民間領域における活動に多くの制限が設けられていた。「イノベーション法」は、公務員たる研究者の身分の例外を認めることにより、フランスの強みとされる公的研究機関における基礎研究の成果を民間に移転し、それに基づく開業・起業の促進を狙ったものであった。具体的には、同法によって、公的機関に所属する研究者が、その身分の保障を与えられながら最長6年間は、民間企業の設立に関わることが可能となったほか、制限付きながら、取締役（給与が年間25万フランを超えないこと）や株主（全株数の15%以上を保有しない）、あるいはコンサルタントとして活動することも認められた。また、この他にも、同法には、大学・公的研究機関におけるインキュベーション施設の設置、新規企業への初期融資、革新的中小企業への研究助成措置、ストック・オプションの条件緩和、博士号取得者の雇用についての税制優遇など、研究開発成果に基づく開業・起業を促進するための多様な内容が盛り込まれた。

さらに、2004年には、「革新的新興企業 (JEI: Jeune entreprise innovante)」という新しい法人格が設定された。これは、EU 規定に準拠した中小企業であること、新興企業であること、独立性を有していること、などを条件として、設立8年未満で、総経費の15%以上を研究開発投資にあてる企業に利益課税、地方税、社会保障納付金などの免除を認めるものであった。

以上の国レベルの諸機関や法的整備に加えて、起業家や企業者に対する直接的な支援やサービスをおこなっているものとして、インキュベーション施

9) 「イノベーション法」については、山口隆之(2003)、279頁を参照。

なお、「イノベーション法」は、通称であり、直訳では本文の原語表記にみられるように「イノベーションと研究に関する法」である。

設の存在がある。しかし、ここで注意を要するのは、フランスでは、わが国で一般にインキュベータと呼称される機関が担う業務が、支援する起業の段階や目的、あるいは、オフィス提供の有無といった指標に応じて2つの機関により分業される体制がとられていることである¹⁰⁾。

フランスの場合、研究開発に基づく起業、すなわち、大学や公的研究機関の科学的成果やシーズと直結する起業を支援する機関は「企業インキュベータ (incubateur d'entreprise : 企業孵化器)」と呼ばれる機関であり、すでに開業した成長初期段階の企業を支援する機関は「ペピニエール (pépinière d'entreprise : 企業の苗床)」と呼ばれ区別される。

「企業インキュベータ」とは、主に公的研究施設に隣接して、研究者や若い博士号取得者が、研究施設と密接な関係を保つことを通じて、起業アイデアを実現することを支援する機関である。したがって、その多くは、国の施策やイノベーション政策の枠組の中で運営されている。「企業インキュベータ」は、開業プロセスを完了した企業の立地場所が確定するまでは、一時的なオフィスの提供をおこなうこともあるが、その主たる目的は、あくまで科学的研究成果に基づく将来的な開業を目指す人材に対して、教育やアドバイス、あるいは資金的援助をおこなうことである。インキュベーション期間とは、アイデアの発見・立案～開業計画の作成までをさし、一般に11ヶ月程度とされる。このように「企業インキュベータ」は、開業の前段階に大きく関与するものであって、その中心的機能は、プロジェクトの探索支援、開業に先立ってのアイデアの評価、実現可能性の調査である。

これに対して、「ペピニエール」の運営資金の多くを負担するのは、地方自治体である。その中心的機能は、開業段階を経た比較的若い企業に、賃貸借契約 (例外的に延長も認められるが、多くは2年以内) に基づいてオフィ

10) 日本国内のインキュベータを統括し、新事業創出促進法に基づいて1999年に設立された日本新事業支援機関協議会 (通称 JANBO) では、以下の4つをインキュベータとしての要件としている。①起業家に提供するオフィス等の施設を有していること。②起業や成長に関する支援担当者による支援体制を提供していること、③入居対象を限定していること、④退居企業に「卒業」と「それ以外」の違いを認めているもの。

スや貸工場などを提供し、あわせて、ソフト面での支援もおこなう、というものである。一般的には、共同施設・設備の提供、資金調達や法律問題へのアドバイス、企業者への教育、企業者交流の促進などが中心的業務である。

フランスでは地方自治体による企業へのオフィス貸出しサービスなどは、すでに1960年代にもがみられたが、こうした不動産を代表とするハード面の支援に加えて、指導やアドバイスといったソフト面の支援機能を備えた「ペピニエール」が拡大したのは1970年代からといわれる。現在フランス全土で230以上が存在する「ペピニエール」は、フランス国内において14の地域ネットワークを形成しており、さらに、これら地域ネットワークはELANというアソシエーションにより結びついている。

これらの他にも開業・起業やイノベーションに関連が深い大規模な施設としてテクノポール (technopôle) やサイエンスパーク (scientipôle) がある。これらの多くは、地域の活性化や企業集積の形成、雇用問題への対処などを目的として設立されたものであり、研究施設を中心として、域内に「ペピニエール」を備え、多くの場合、複合的で共有可能なサービスや統一的な域内諸機関のコミュニケーション戦略を有している。その運営主体は、多様であるが、地域圏議会や商工会議所、大学、コンサルティング会社、地方開発局などが関与することが多い。また、「企業イノベーション・センター (CEI: Centres d'entreprises et d'innovation)」も同様に、企業向けサービスをおこなう主体として機能している。「企業イノベーション・センター」のうち、開業前段階や開業間もない企業者向けのサービスを主たる活動とするものは、「欧州企業イノベーション・センター (CEEI: Centre européen d'entreprise et d'innovation……英名は European Business and Innovation Center)」のネットワークに加盟しており、EUからの支援を受けている¹¹⁾。

11) 以上の内容は、筆者が2006年3月～2007年7月にかけてリヨン商工会議所 (CCI de Lyon)、リヨン地方経済開発公社 (ADERLY)、在リヨンの「インキュベータ」、「ペピニエール」などに対しておこなったインタビュー内容、および、CREALYS (ローヌ・アルプ地域圏にあるインキュベータの1つ)、ELANのHPによる。

なお、ELANでは、「ペピニエール」をその性質に応じて、①「一般ペピニエール

IV ベファ・レポート

2005年に素材産業分野で世界的に知られるサン・ゴバン社 (Saint-gobain) の会長兼社長であるジャン・ルイ・ベファ (Beffa, J. L.) を中心とする特別委員会は、政府の諮問に応じて、望ましい産業政策の提案をおこなった。

これは、通称ベファ・レポート (正式な報告書タイトルは「フランスの新たな産業政策に向けて“*Pour une nouvelle politique industrielle*”」) と呼ばれるもので、特にイノベーション環境の整備をてこにした大規模な産業政策の必要性を説くものであった。

当該レポートでは、イノベーションの促進を主軸とする新しい産業政策を提言するにあたり、まず、国際競争力という観点からフランス産業の強みと弱みを分析している。

フランスは、化学、セメント、ガラスといった素材産業や、航空機、自動車といった分野では依然として国際競争力をもっている。しかし、他方で弱みとして指摘されるのは、その産業構造が、新たな国際競争力に晒されている比較的技術力の低い分野に特化し過ぎている点である。すなわち、フランス産業全体を見渡せば、農業と観光業には強いが、雇用吸収力において大きな影響力をもち、国民経済への波及効果の高い工業部門、中でも、近い将来の競争力に関わるような分野の競争力は弱い。

ベファ・レポートでは、OECD による技術水準をもとにした産業区分、すなわち低度技術産業、中低度技術産業、中高度技術産業、高度技術産業という区分ごとに付加価値額における寄与度を国際比較したデータを引き合いに出し、特に高度技術産業におけるフランスの脆弱性を強調している。比較対象にされている国の中では、ドイツも高度技術産業の競争力が高いとはいえない状況にあるが、そのかわり、中高度技術産業の比重では他国を引き離

(Les pépinières de type généraliste)」、②「ハイテク／革新ベピニエール (Les pépinières de haute technologie ou innovantes)」、③「手工業ベピニエール (Les pépinières artisanales)」、④「テーマ別ベピニエール (Les pépinières thématiques)」、に分類している。

している。また、国内研究開発投資の対 GNP 比をみても1992年からフランスの下降傾向が続いていること、1994～2000年にかけてのヨーロッパ特許庁への特許出願の増加率でも、フランスは OECD 加盟国平均と比べて著しく低位であることなどが指摘される¹²⁾。このように、ベファ・レポートは、まず、研究開発の努力が低度技術産業部門へ向けられていることが、フランス産業の弱みである事を示している。

以上を踏まえて、次に、従来の産業政策の特徴と問題点が指摘される。第一に、フランスでは、研究開発に対する公的支援の約80%が、防衛部門と大型国家プロジェクトに集中的に向けられており、将来的に成長が期待される技術部門への支援が不足している。第二に、フランスは、アメリカ、ドイツ、フィンランドなどと比べて、民間における研究開発への支援が脆弱である。第三に、大半の OECD 加盟国においては、大企業が、一国における研究開発に大きな比重を占めているが、フランスでは、防衛部門とその関連産業を除けば、大企業の研究開発に対する公的支援は不十分である。この点、多数の中小企業によって構成される産業クラスター内においても、中小企業に恩恵を与える需要を生み出すのは、大企業であるという事実に鑑みなければならぬ¹³⁾。以上の分析を踏まえて、ベファ・レポートではアメリカ政府と日本政府が産業の活性化において果たしてきた役割を評価している。

近年のアメリカが情報・コミュニケーション部門やバイオ・テクノロジーといった先端部門で支配的な地位を占めているのは、巨額の研究開発費および、その成果を積極的に活用する民間部門の活力によるところが大きい。アメリカでは、すでに70年代に公的研究部門と産業界の間に存在する垣根が技術競争力に負の影響を与えているとの反省がなされ、80年代初頭には、公的部門の研究開発成果や技術的成果を民間に譲渡し、商業化を促すための法的環境が整えられた。特に大学からの技術移転には、目を見張るものがあり、

12) Beffa, J. L. (2005), pp. 7-23 (訳119-29頁)。なお、ベファ・レポートの詳細とその評価については、野原博淳・平尾光司 (2007) および萩原愛一 (2006) が詳しい。

13) Beffa, J. L. (2005), pp. 24-31 (訳130-36頁)。

大局的には科学的成果と技術的発明の境界線が無くなり、学術的成果よりも、その知見に基づく商業化が優先されるようになっていく。法律や税制面の仕組みは、一般に理解されているように、中小企業への配慮が強いものであるが、むしろ連邦資金は主として巨大企業に集中して投下されている。また、アメリカ政府は、IT 部門や環境関連など、国家が優先する課題については、学際的な研究計画を示し、これらを強力に支援している。

日本の場合、政府による民間企業の研究開発投資への支援は、量的にのみ限り、それほどでもない。しかし、政府は科学政策と産業政策を技術政策によって結び付けるという役割を果たしており、産業調整と民間のイノベーション努力の方向に少なからず影響を与えている。

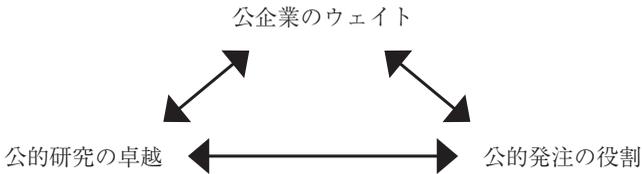
以上のモデルからフランス政府が学ぶべきものは、公的部門と民間部門の関係の構築、およびその強化と、将来的に成長が期待される高度技術分野への研究開発努力の誘導であるという¹⁴⁾。

かつてのフランスの成長を支えてきたものは、国家的大型プログラムであり、これは、図表 1 に見られるように、公的研究機関—公企業—公的需要という組合せを前提とするものであった。たとえば、ミニテル、コンコルド、TGV といった公的企業の需要のもとに、公企業を中心とする産業界の努力と公的機関による研究成果が動員されてきたといえる。しかし、この 3 者の組合せに基づく産業政策のあり方は、少なくとも 4 つの環境変化によって、現代では、その有効性を失っている。

第一に、民営化によって公企業が産業に占めるウェイトが低下した。第二に、新たな技術的パラダイムの出現によって、ヨーロッパや日本における技術キャッチ・アップの時代が終了した。第三に、グローバルな競争を歪める規制や補助金のあり方が世界的にもヨーロッパにおいても疑問視されるようになった。第四に、グローバル化に伴う国際分業的生産体制の台頭とともに、地域的あるいは国内的な補完性に基づく生産体制の効率性が限界をみるに至

14) Beffa, J. L. (2005), pp. 32-36 (訳136-39頁)。

図表1 過去の国家的大プログラムの運営構造

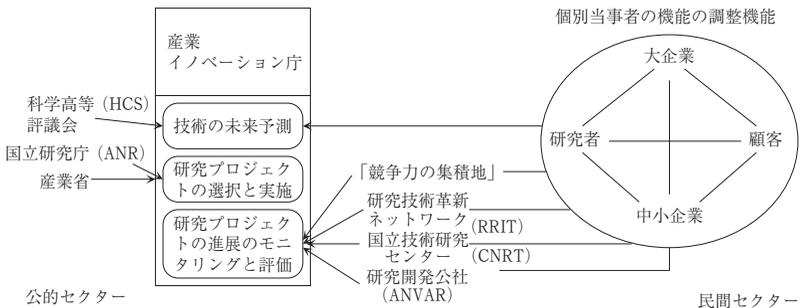


出所：Beffa, J. L. (2005), p. 41 (訳143頁)。

った¹⁵⁾。

以上の認識に基づいて、「ベファ・レポート」が提案するのは、「産業イノベーションの為の動員計画 (PMII: Programmes mobilisateurs pour l'innovation industrielle)」である。これは、従来の横並び的な国家的大型プログラムの運営原則を捨て、ヨーロッパの市場で期待される需要に対応した製品を生み出すべく、公的研究機関から生み出される成果と民間の資源を調整・結集させるものである。そして、その運営を担う組織が「産業イノベーション庁 (AII: Agence de l'innovation industrielle)」でありその具体的使命と内容が示される¹⁶⁾。「産業イノベーション庁」と公的および民間の組織・主体の

図表2 「産業イノベーション庁」と官民の組織・主体の関係



出所：Beffa, J. L. (2005), p. 60 (訳156頁) を一部加筆・修正。

15) Beffa, J. L. (2005), pp. 40-41 (訳142-43頁)。

16) PMII については、Beffa, J. L. (2005), pp. 46-60 (訳146-57頁) が詳しい。

図表3 中長期的に有望な市場

エネルギー	交通	環境
<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型建造物 ・燃料電池 ・再生可能なエネルギー ソーラー電池 バイオ燃料 風力エネルギー ・第4世代原子力 ・廃棄物最終処理 ・大深度探掘 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全でインテリジェントな自動車 ・クリーンな自動車 燃料電池 ハイブリッド自動車—バイオ燃料 ハイブリッド自動車—電気 未来型自動車のナノ素材 ・未来の航空機 新航空機 操縦の自動化 ・新世代 TGV ・高速海上輸送 ・新世代自動地下鉄 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境破壊・汚染の制御と修復 ・クリーンな農業 ・水処理 ・CO₂の閉じこめと抑制 ・生態系と生物多様性の管理と調査
健康	情報・コミュニケーション技術	
<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ写真 ・ガン ・非切除治療 ・豊かさ ・感染症 ・変性病 ・食品の質と安全性 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速通信網 TV HD 高速インターネット 第4世代携帯電話 ・新しいインターフェース 電波認証 電子認証 ・MEMS ・音声認識 ・ネットの安全性 ・遠隔医療 	

出所：Beffa, J. L. (2005), p. 72 (訳161頁) を一部加筆・修正。

関係は、図表2によって示す通りであり、さらに図表3は、当該レポートにおいて、将来的な成長が期待される市場である。

以上のように、ベファ・レポートは、ハイテク部門や大規模研究開発計画を支援する国家体制の脆弱性を指摘し、過去の産業政策の反省のもとに、今後成長が見込まれる市場分野に向けて、民間企業の活力を積極的に動員する政策枠組を提言するものであった。しかし、そこには国民経済において大勢を占める中小企業への十全な配慮は見られず、むしろ、大企業への国家支援を中心として、トップダウン的な政策展開を図ろうとする志向性がみとれる。

V 結

フランスの中小企業政策は、高い失業率の解消と地域間格差の是正を中心的目的とするものから、フランスの国際競争力の強化を目指し、イノベーションや、起業環境の整備に比重を置くものへと変化してきた。特にEUにおける中小企業政策の本格的な進展がみられ、2005年3月のブリュッセル欧州理事会でリスボン戦略の見直しが行われてからは、他国の中小企業政策の動向にも配慮しながら、産業政策やイノベーション政策といった、より大きな政策枠組の中で実効性の高い法制の整備や諸施策が実施されている。換言すれば、国際競争力の一層の強化という要請のもとに、中小企業政策が広くイノベーション政策や企業政策へと統合されていく傾向を見せているのである。

EUの中小企業政策について三井逸友は、EU全体としての中小企業政策の共通理念とその枠組の影響力がより強まる中で、加盟各国の中小企業政策と産業政策等との関係が一層強まり、むしろ、中小企業それ自体に向けられる政策という視点が相対化され、希薄化しつつあると指摘している¹⁷⁾。われわれは、こうした傾向がフランス的事情と結びつくことから発生する問題に目を向けざるを得ない。

すなわち、過去、大企業偏重の産業政策や、政府主導による産業の集中・再編によって戦後の成長を遂げてきた経緯を持つフランスにあって、上述の中小企業政策の相対化、あるいは、より広い意味での産業政策への統合化は、中小企業の社会的役割を軽視する方向と結びつく危険性を有しているのである。事実、既に考察したベファ・レポートは、大企業を政策的対象として、トップダウン的な政策展開を図ろうとする過去のディリズムの志向性を有するものであり、この意味において、中小企業の存在を大企業に対して二義的に扱っていることを否定できない。

フランスの中小企業セクターは、フランス独自の社会的・経済的構造が形

17) 三井逸友(2005)、58頁。

成される過程において、国家権力や一部のエリート集団によって管理・運営される大企業セクターに対して、常に自由主義と個人主義を実現する場としての価値を与えられ続けてきた。EUの質的深化、グローバル化の進展が加速する状況にあつては、中小企業とは何か、その社会的役割とは何か、そのレゾナートルは何か、という根本的かつ重要な問いかけがフランス国内において求められているのである。

(筆者は関西学院大学商学部准教授)

参考文献

- 野原博淳・平尾光司 (2007) 「フランス技術革新制度の進展とベッファ報告の意味—伝統的政策手段への回帰?」『専修大学都市政策研究センター論文集』第3号。
- 萩原愛一 (2006) 「最近のフランスの産業政策—イノベーション強化の取組み—」『レファレンス』第56巻6号。
- 三井逸友 (2005) 「21世紀最初の5年における EU 中小企業政策の新展開—2000年『欧州中小企業憲章』の意義と今後の中小企業政策」中小企業金融公庫総合研究所『中小企業総合研究』創刊号。
- 三井逸友 (2007) 「21世紀の EU 中小企業政策の意味するもの」大阪経済大学中小企業・経営研究所『中小企業季報』No. 1。
- 山口隆之 (2003) 「フランス中小企業と中小企業政策の特徴」太田進一編『企業と政策—理論と実践のパラダイム転換—』ミネルヴァ書房。
- 山口隆之 (2004) 「EU 中小企業の現状と中小企業政策の課題」深山明編『EUの経済と企業』御茶ノ水書房。
- Beffa, J. L. (2005), *Pour une nouvelle politique industrielle*.
(<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/054000044/0000.pdf>)
- [水上萬里夫・平尾光司訳 (2007) 「フランス新たなイノベーション政策に向けて」『専修大学都市政策研究センター論文集』、第3号]。
- INSEE (2007a), *L'industrie en france édition 2007*, INSEE.
- (2007b), *Tableau de l'economie française édition 2007*, Imprimerie Jouve.
- OSEO (2007), *PME 2007: rapport OSEO sur l'évolution des PME*, La Documentation française.
- <http://www.crealys.com/-Autour-de-l-incubation-.html> (CREALYS HP/2008年9月1日)
- <http://www.pepinieres-elan.org/index1.asp> (ELAN HP/2008年9月1日)